

令和6年度 さいたま市立学校臨時的任用等教職員の登録について

1 職種等

- (1) 小・中学校教員（特別支援教育担当教員含む）、高等学校教員、中等教育学校教員、特別支援学校教員 養護教員、学校事務職員、学校栄養職員（以下、「臨時的任用・任期付採用教職員」という。）
- (2) 非常勤講師（短時間又は週1～3回程度）

2 任用形態等

- (1) 臨時的任用・任期付採用教職員
〈欠員補充、産休代替、病休・休職代替、介護休代替、育休代替（任期付採用）等〉
- (2) 非常勤講師
〈初任研非常勤講師、免許外教科非常勤講師等〉

3 任用期間 【※ 任用形態により異なります。】

4 登録資格等

- (1) 全職種共通
 - ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (2) 臨時的任用・任期付採用教職員（学校事務職員、学校栄養職員を除く。）、非常勤講師（次のア、イ両項を充たすこと）
 - ア 当該職種等の有効な教員免許状を所有している者若しくは取得見込みの者
 - イ 学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者
- (3) 学校栄養職員
 - ・管理栄養士登録証又は栄養士免許証を所有している者若しくは取得見込みの者

5 給与等

- (1) 臨時的任用・任期付採用教職員
〈月額給与（おおむね下の表のとおり）〉

小・中学校（特別支援教育担当含む） 高等、中等教育学校教員、養護教員	大学院修了	282,000円
	大学卒	256,000円
特別支援学校教員	大学院修了	292,000円
	大学卒	265,000円
学校事務職員	大学卒	194,000円
	高卒	167,000円
学校栄養職員	大学卒	217,000円
	短大卒	203,000円

※令和5年4月1日現在の給料、教職調整額（教員のみ）、地域手当等の合算（概算）。給与については、採用されたものが大学院・大学新卒者で、1か月以上継続勤務した場合。

- (2) 非常勤講師（令和5年4月現在）
 - ・小学校、中学校、特別支援学校 時給2,871円
 - ・高等学校、中等教育学校 時給2,872円